

## 栃木県後期高齢者医療広域連合パブリックコメント手続実施要綱

平成 29 年 11 月 30 日

告 示 第 2 4 号

改正 令和 5 年 3 月 7 日 告示第 3 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント手続の実施に関して必要な事項を定めることにより、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の重要な政策等（以下「計画等」という。）の形成過程において、広く一般の意見を求める機会を確保し、公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民等の参画による開かれた広域連合行政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 広域連合が計画等を策定するに当たり、計画等の案（計画等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）をあらかじめ公表し、広く住民等から意見又は情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等に対する広域連合の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 住民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 広域連合の区域内に住所を有する者
  - イ 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 広域連合の区域内に存する学校等に在学する者
  - オ その他広域連合長が必要と認めるもの

### (対象)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる広域連合の計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 広域計画その他広域連合の基本的政策に係る計画

- (2) 前号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続の実施が必要であると広域連合長が認めるもの  
(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 法令及び条例に基づき策定する計画等で、当該法令及び条例に住民等からの意見等の聴取に関する手続が定められている場合  
(2) 緊急に計画等を定める必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難である場合  
(3) 住民等の意見等を考慮することについて広域連合長に裁量の余地がないと認められる場合  
(4) 内容が軽微なものである場合  
(計画等の案の公表)

第5条 広域連合長は、計画等の策定又は改定をしようとするときは、あらかじめ計画等の案を公表し、住民等から意見等を求めなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の規定により計画等の案を公表するときには、関連する資料を併せて公表するよう努めるものとする。  
3 前2項の規定による公表は、広域連合長が指定する場所での閲覧及び配布並びに広域連合のホームページへの掲載の方法により行うものとする。  
(意見等の提出)

第6条 意見等の提出期間はおおむね30日を目安とし、広域連合長が定める。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- 2 広域連合長は、意見等の提出先、提出期間、提出方法その他意見等の提出に必要な事項について、計画等の案を公表するときに明示しなければならない。  
3 意見等の提出者は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明らかにするものとする。  
(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第7条 広域連合長は、提出された意見等を十分に考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

- 2 広域連合長は、前項の規定により計画等について意思決定を行ったときは、提出され

た意見等の概要とこれらに対する広域連合長の考え方を公表しなければならない。ただし、意見等のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画等の案に関連のないものについては、広域連合の考え方を公表しないことができる。

- 3 広域連合長は、第1項の規定による意思決定において、計画等の案を修正したときは、その修正の内容及び理由等を公表するものとする。

(個人情報 の 適正管理)

第8条 広域連合長は、収集した個人情報について個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適正に管理しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第3号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。